

質問第二号

北九州市における飲食店襲撃事件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十五年十一月十九日

平野貞夫

参議院議長 倉田寛之殿

北九州市における飲食店襲撃事件に関する質問主意書

北九州市小倉北区で本年八月、飲食店「ぼおるど」に手榴弾が投げ込まれた事件について、逮捕時に死亡した被疑者の遺族への配慮という観点から、次のとおり質問する。

一 事件の概要について

- 1 事件発生当時の状況について、概要を示されたい。
- 2 その後の捜査状況について、説明されたい。
- 3 事件の動機、背景について、どのように考えているか。

二 被疑者について

- 1 手榴弾を投げ込んだとされる被疑者が死亡した状況、被疑者の死因を明らかにされたい。
- 2 被疑者が病院に運ばれた当時、福岡県警察は手錠を掛けていたか。
- 3 被疑者の遺体には、何者かによつて首を絞められた跡はなかったか。
- 4 被疑者の遺族には、死亡について、どのように説明したか。

三 以上の点を踏まえ、逮捕時に被疑者が死亡に至った場合において、被疑者の遺族がその経過を正確に知

ることができるといふような配慮が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。